

(別紙1-1)

## 独立行政法人 日本学生支援機構の第二種奨学金における家計基準

- 家計支持者（父母、父母がいない場合は代わって家計を支えている人）の年収（給与の場合）・所得金額（給与以外の場合）等から、特別控除額（家族構成、家庭事情等により異なる。）等を差し引いた金額が、同機構で定めている世帯人員ごとに設定された収入基準額以下であること。

<収入・所得の目安> おおよそ次の金額となります。

区 分	給与所得者の世帯	給与所得者以外の世帯
3人世帯	1,009万円以下	601万円以下
4人世帯	1,100万円以下	692万円以下
5人世帯	1,300万円以下	892万円以下

※上記の表はあくまで目安。目安を上回っていても、特別控除等により基準を満たす可能性があります。

### <上記の表で想定している世帯構成（母は無職、給与所得0の場合）>

- 3人世帯：本人、父、母  
4人世帯：本人、父、母、中学生  
5人世帯：本人、父、母、中学生、小学生



※収入のある方の人数と合計収入額、本人以外の兄弟姉妹の在学中の状況（小学生、中学生、高校生（自宅通学、自宅外通学、国公立、私立）、高等専門学校（1～3年次、4～5年次、国公立、私立、自宅通学、自宅外通学）、大学（国公立、私立、自宅通学、自宅外通学）、専門学校）などにより控除額が異なり、基準額が増減します。

- 「特別控除」は、就学者がいる世帯、母子父子世帯、障害者がある世帯等で、所得金額から特別控除額を控除した金額で審査を受けることができます。

区 分	控除金額
母子父子世帯	99万円
障がいのある方がいる世帯	申込者の世帯に属する障がい者1人つき99万円 * 障がい者手帳等の写しを添付
家計支持者が単身赴任している世帯	71万円まで（直近3か月の領収書添付） * 家庭の事情や介護等の理由で自発的に別居している場合を除く。 * 職場等が負担している（補助を受けている）金額を除く。一部の補助を受けている場合は、補助を受けている分を差し引いた残りの年額が控除の対象となる。 * 別記様式を添付
長期療養者がいる世帯	6か月以上にわたり療養中又は療養を必要とする人（申請者本人を含む）がいる世帯である場合、療養のために必要な支出額の年額を控除 * 別記様式を添付
災害又は盗難等の被害を受けた世帯	この1年間に災害又は盗難等の被害を受けたことにより、2年以上にわたり支出の増加又は収入の減少となる場合、支出の増加又は収入の減少となる額の年額を控除 * 罹・被災証明書、盗難届と被害により生じた実費を証明する領収書等の写し添付

- 世帯人員の考え方は以下のとおりです。
- ①同居・別居を問わず、本人と生計を同じくする人
  - ②次の場合は、同居していなくても本人と生計を同じくする人とみなします。
    - ア 家計支持者が出稼ぎ、単身赴任等により別居している場合
    - イ 修学又は病気療養等により一時的に別居している場合
    - ウ 家計支持者が扶養している別居の祖父母等
    - エ その他、上記のいずれかと同様の状態にある場合
- ①別居独立している兄弟姉妹、本人と別生計の祖父母等は世帯人員に含みません。

(別紙1-2)

## 家計基準の計算方法

### 1 家計支持者の「認定所得金額」が次表のとおりであること。

区 分	収入基準額	
世帯 人 員	1人	286万円以下
	2人	455万円以下
	3人	527万円以下
	4人	572万円以下
	5人	617万円以下
	6人	650万円以下
	7人	677万円以下
	8人以上	704万円以下

\*世帯人員が8人を超える場合は1人増すごとに27万円を加算

### 2 認定所得金額の算出方法

$$\text{「認定所得金額」} = \text{「所得金額」(父母等の家計支持者の所得金額の合計)} - \text{「特別控除額」}$$

### 3 所得金額の算出方法

#### (1) 給与所得の場合

(ア) 家計支持者のうち1人だけが給与所得の場合、給与所得のある家計支持者が2人(父母等)いる場合の収入金額の高い方の計算方法

$$\text{所得金額} = \text{所得証明書における「収入金額」} - \text{次表Aで算出した控除金額}$$

(表A)

収入金額	控除額
268万円未満	収入金額と同額
268万円以上 400万円以下	収入金額×0.2 + 214万円
400万円超 781万円以下	収入金額×0.3 + 174万円
781万円超	408万円

\*控除額は万円未満四捨五入

\*同一人で2つ以上の給与収入がある場合は合算して万円未満切り捨て

※表Bも同じ

#### (イ) 給与所得のある家計支持者2人のうち収入金額が低い方の計算方法

$$\text{所得金額} = \text{所得証明書における「収入金額」} - \text{次表Bで算出した控除金額}$$

(表B)

収入金額	控除額
65万円以下	収入金額と同額
65万円超 180万円以下	収入金額×0.4 (控除額65万円未満は65万円)
180万円超 360万円以下	収入金額×0.3 + 18万円
360万円超 660万円以下	収入金額×0.2 + 54万円
660万円超 1,000万円以下	収入金額×0.1 + 120万円
1,000万円超 1,500万円以下	収入金額×0.05 + 170万円
1,500万円超	245万円

(2) 給与以外の所得の場合

所得金額（所得証明書における所得金額）＝収入金額－必要経費

4 特別控除額の算出方法～次表Cの該当部分の足し上げ

(表C)

区分	特別な事情	特別控除額				
①世帯を対象とする 控除	(1)母子・父子世帯	99万円				
	(2)就学者のいる世帯 ※児童・生徒・学生1人につき ※申請者本人は除く	小学校		31万円		
		中学校		46万円		
				自宅通学	自宅外通学	
		高等学校		国公立	39万円	69万円
				私立	88万円	118万円
		高等 専門 学校	1～3年次	国公立	39万円	69万円
				私立	88万円	118万円
			4～5年次 専攻科	国公立	43万円	72万円
				私立	87万円	116万円
		大学		国公立	74万円	121万円
	私立			133万円	180万円	
	専修 学校	高等課程	国公立	39万円	69万円	
			私立	88万円	118万円	
専門課程		国公立	36万円	81万円		
		私立	102万円	147万円		
(3)障がい者がいる世帯	障害者1名につき 99万円					
(4)長期療養者がいる世帯	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額					
(5)主たる家計支持者が別居している世帯	別居のため特別に支出している年間金額 ただし、71万円を上限とする。					
(6)震災、風水害、火災その他の災害又は盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段（田畑・店舗等）に被害があって、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額					
②本人を対象とする 控除	申請者本人	74万円				

※①と②の該当する控除額全部の合計

※子ども（就学者と就学前の子）が2人を超える世帯については、超える人数につき、申込者本人に係る控除額に50万円を加算した金額を乗じた額を更に控除できる。

(例) 子ども3人の場合

$$(74万円 + 50万円) \times (3人 - 2人) = 124万円$$

単身赴任実費計算書

(金額単位：円)

領収書の 支払月	電気	ガス	水道	単身赴任先の 住居費(家賃)	家具・家事用品
月					
月					
月					
小計 A					
推計年額 B (A×4)					

推計年額(B)の合計	→万円未満切り上げ→	単身赴任実費(みなし)
円		万円

- 注1) 各項目とも領収書のコピーが必要です。(領収書のコピーがない場合は申請できません)
- 注2) 領収書の代わりに通帳の写しを提出する場合は、請求書・契約書等の写しを添付してください。
- 注3) 単なる別居(介護のための別居等)は対象となりません。
- 注4) 食費、交通費、電話代・通信費、NHK受信料、新聞代、ガソリン代、駐車場代、引っ越し代等は控除対象となりません。
- 注5) 提出された書類は返却しませんので、領収書等は原本ではなく、写しとしてください。
- 注6) 領収書は、支払者の氏名が記載されたものに限ります。
- 注7) 家具・家事用品等は、単身赴任するに当たり購入したものの実費が対象となります。

長期療養計算書

(金額単位：円)

領収書の 支払月	医療機関等の一部 負担額 A	薬局の調剤費 B	その他 C	医療費控除額 A+B+C
月				
月				
月				
月				
月				
月				
小計 ア				
推計年額 イ (ア×2)				

推計年額 イ の合計
円

医療費の還付金額 ウ
円

長期療養費 イーウ
万円

(みなし)  
万未満切り  
上げ

- 注1) 各項目とも領収書のコピーが必要です。(領収書のコピーがない場合は申請できません)
- 注2) 領収書は療養者の氏名が確認できるものについて有効です。
- 注3) この計算書は、療養者1人につき1枚必要です。
- 注4) 光熱費、差額ベッド代、食費、老人ホームの入所費、食事療養費、保険適用外の文書料等は対象となりません。
- 注5) 医療費の還付金額は、高額医療費、個人医療保険等の還付金がある場合に記入してください。
- 注6) 提出された書類は返却しませんので、原本ではなく、必ず写しを使用してください。
- 注7) 確定申告書に記載の医療費控除(支払医療費欄)、健保組合から発行される一年間の医療費のお知らせは、本計算書の証明書として認められません。